

あなたのチカラを消防団に！

幸手市消防団 新入団員募集



【消防団とは？】

消防団は、その地域住民の安心と安全を守るという、大切な役割を担っています。消防団員は、消防士とは違い、特別職の地方公務員です。普段は別の仕事をしながら、地域を守るための活動をしています。

【どんな人がなれるの？】

消防団には、会社員、自営業、公務員など、さまざまな職種の人があります。最近では、学生や女性も増えており、ライフスタイルに合わせて活動ができます。

【どんな活動をしているの？】

いざというときに備えて、消火訓練や応急手当訓練などを行っています。また、地域住民に対して、応急手当の指導や防火指導など、地域に密着した活動も行っています。

火災の時には、消防士と協力して消火活動をしたり、災害時には、住民の避難誘導や救助活動をしています。

【入団のメリットは？】

- ・防災知識や技術が身につくことで、身近な人を守ることができます。
- ・幅広い世代・職種の人とのつながりができます。
- ・企業にとっては、消防団活動への協力が CSR（企業の社会的責任）活動につながります。

【みなさんの力が必要です！】

地域の防災力の向上には、消防団員の力が必要不可欠です。みなさんの協力なくしては、消防団活動が継続できません。地域貢献がしたい、地域コミュニティに参加したい、消防団の活動服を着たい！など、消防団員の想いはさまざまです。みなさんの入団をお待ちしております。

応募資格 健康で、防災や地域活動に興味のある市内在住・在勤の18歳以上の人
処遇 年間報酬。消防団活動に応じて手当支給。活動服貸与。新入団員対象訓練や、定期的な訓練実施。
 ※先輩団員が丁寧にサポートしますので、未経験の人でも安心してご応募ください。

応募期限 3月14日(金)まで

入団日 4月1日(火)



▲救助方法を指導している様子



▲放水訓練の様子

問合せ くらし防災課 ☎(43)1111 内線 584

▼申告受付がかわります

申告会場の混雑緩和および待ち時間短縮のため、受付方法を変更します。

会場 ウェルス幸手(幸手市保健福祉総合センター) 2階 研修室

時間 午前の部／午前9時～11時30分

午後の部／午後1時～3時30分

事前予約制による相談日と入場整理券の配布による相談日が分かれていますのでご注意ください。

受付日	2月									3月										
	17	18	19	20	21	25	26	27	28	2	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14
	月	火	水	木	金	火	水	木	金	日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
事前予約制	○	○	○	○	○					○								○	○	○
入場整理券配布						○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			

※上記期間中は、市役所税務課の窓口では申告できません。

※土曜、日曜、祝日および3月17日(月)は相談受付を行いませんが、3月2日(日)は午前の部のみ受付を行います。

○事前予約制について(インターネット予約のみ)

予約受付開始 2月10日(月)午前8時30分から

予約受付締切 申告希望日の前日午後11時59分まで

下記 URL または右記 QR コードからオンラインで申し込みください。

<https://logoform.jp/f/qNujZ>

ご希望の日程・時間帯(30分ごとに選択可能)を選び、ご予約ください。

※電話やメールでの予約はできません。

※予約時に連絡事項や持ち物などをよくご確認ください。

※定員になり次第受付を終了します。



▲インターネット予約

○入場整理券の配布について

従来の整理券による受付方法です。

入場整理券配布時間 午前の部／午前8時45分～11時

午後の部／午後0時45分～3時

※当日分の受付人数には限りがありますのでご了承ください。

※右記の QR コードから、申告会場での受付状況が確認できます。

※申告に必要な添付書類を作成していない場合は入場整理券を配布できません。



▲受付状況

■来場の際のお願い

・混雑状況により、入場制限を行う場合があります。

・申告に必要な添付書類(収支内訳書、医療費控除の明細書など)は、事前に作成してから、会場へお持ちください。

※申告に必要なものが揃っていない場合、当日申告できないことがあります。

■無料申告相談をご利用ください

同会場で税理士会による無料申告相談を行っています。

受付日 2月18日(火)、2月20日(木)、2月25日(火)、2月27日(木)、
3月4日(火)、3月6日(木)、3月11日(火)、3月13日(木)

受付時間 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分

相談内容 所得税のみ

※青色申告・譲渡所得などを除く。

